

平成25年 3月 6日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成25年3月6日(水)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第 1号 東庄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第 2号 東庄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第 3号 東庄町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例を制定することについて
- 日程第10 議案第 4号 東庄町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例を制定することについて
- 日程第11 議案第 5号 東庄町営土地改良事業の経費の賦課に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第 6号 東庄町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定することについて
- 日程第13 議案第 7号 東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第14 議案第 8号 町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第15 議案第 9号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第16 議案第10号 平成24年度東庄町一般会計補正予算(第5号)

- 日程第 17 議案第 11 号 平成 24 年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 18 議案第 12 号 平成 24 年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第 2
号)
- 日程第 19 議案第 13 号 平成 25 年度東庄町一般会計予算
- 日程第 20 議案第 14 号 平成 25 年度東庄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 15 号 平成 25 年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 22 議案第 16 号 平成 25 年度東庄町食肉センター特別会計予算
- 日程第 23 議案第 17 号 平成 25 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予
算
- 日程第 24 議案第 18 号 平成 25 年度東庄町介護保険特別会計予算
- 日程第 25 議案第 19 号 平成 25 年度東庄町水道事業会計予算
- 日程第 26 議案第 20 号 平成 25 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予
算
- 日程第 27 陳情第 1 号 国の責任による少人数学級の前進を求める陳情
- 日程第 28 休会の件
- 本日の会議に付した案件
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第 1 号 東庄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及
び運営に関する基準等を定める条例を制定すること
について
- 日程第 8 議案第 2 号 東庄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定する
ことについて
- 日程第 9 議案第 3 号 東庄町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条

例を制定することについて

- 日程第 1 0 議案第 4 号 東庄町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例を制定することについて
- 日程第 1 1 議案第 5 号 東庄町営土地改良事業の経費の賦課に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 1 2 議案第 6 号 東庄町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定することについて
- 日程第 1 3 議案第 7 号 東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 1 4 議案第 8 号 町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 1 5 議案第 9 号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 1 6 議案第 1 0 号 平成 2 4 年度東庄町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 7 議案第 1 1 号 平成 2 4 年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 1 2 号 平成 2 4 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

出席議員（ 1 5 名）

- 1 番 林 俊 之 君
- 2 番 大 網 正 敏 君
- 4 番 花 香 孝 彦 君
- 5 番 佐久間 義 房 君
- 6 番 板 寺 正 範 君
- 7 番 城之内 一 男 君
- 8 番 高 木 武 男 君
- 9 番 林 甚 一 君
- 1 0 番 鈴 木 正 昭 君
- 1 1 番 多 田 和 弘 君
- 1 2 番 土 屋 進 君

13番 山崎 ひろみ 君
14番 宮崎 正吾 君
15番 高嶋 雅弘 君
16番 鎌形 寿一 君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町 長 岩田 利雄 君
副町長 清水 正幸 君
監査委員 平山 茂 君
総務課長 五十嵐 秀司 君
病院事務長 宇ノ澤 康成 君
町民課長 池永 芳則 君
健康福祉課長 林 敏行 君
会計管理者 石毛 克身 君
まちづくり課長 金島 正好 君
農業委員会事務局長 河津 静夫 君
教育委員会委員長 小林 衛治 君
教育長 小澤 茂 君
教育課長 鈴木 努 君

出席事務局員（3名）

事務局 長 小林 豊
次 長 青柳 清子
主 査 箕輪 広次

(午前10時00分 開会)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は15人全員です。

ただいまから、平成25年3月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、12番 土屋進君、4番 花香孝彦君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの9日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、高嶋雅弘君。

15番(高嶋雅弘君)

おはようございます。平成25年3月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る2月26日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定並びに付託委員会などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案21件、陳情1件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から14日までの9日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は5人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、同意第2号を上程し、採決を行います。次に、議案第1号から議案第12号までを順次上程し、質疑・採決を行って延会といたします。

第2日目の7日は、議案第13号から議案第20号までの、平成25年度各会計予算を上程し、提案理由の説明、各会計の予算内容の説明を行います。次に、議会の議決をいただいて議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、お手元の委員会付託表のとおり、詳細な審査をこれに委託することとなります。ここで、暫時休憩し、引き続き議場において予算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長の

互選を行います。終了後、本会議を再開し、改めて委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。次に、陳情第1号を上程し、所管の常任委員会に付託して散会とします。

同日散会後に文教福祉常任委員会を、第3日目の8日から13日までは休会としまして、この間、8日、11日、12日には予算審査特別委員会を開催することに合意を見ております。

なお、各委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日の14日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、議案第13号から議案第20号までの予算審査特別委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行います。次に、陳情第1号の常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行いまして閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、一部事務組合の議会報告等を予定しております。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から3月14日までの9日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月14日までの9日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

12月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため、欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

次に、請願・陳情の処理経過及び結果の報告について、町長より報告がありました。配付の印刷物のとおりです。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成24年12月1日から平成25年2月28日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、総務課の庶務関係でございますが、去る2月24日に区長会総会が開催され、記載のとおり新役員さんが選出されました。各区長さんには行政協力員として各方面からご支援をいただいております。次に、選挙関係でございますけれども、12月16日に衆議院議員総選挙が執行され、本町の投票率は小選挙区で65.75%と、県内市町村で3番目に高い投票率となっております。

次に、4ページ目、上段の町民課、賦課徴収関係でございますけれども、平成24年度町県民税を初め、国保税等の更正分納税通知書を記載のとおり発送いたしました。また、滞納処分として不動産7件、給与1件の財産差押を執行いたしております。今後とも、税財源の確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、9ページ目の衛生関係に記載のとおり、各種検診、予防接種、保健指導等の事業を実施しております。また、10ページ目に介護サービスの利用件数等を、11ページ目に地域包括支援センター、デイサービスセンター等の活動・利用状況を記載しております。今後とも介護予防を重視した施策の充実に努めてまいります。

次に、11ページ目、下段のまちづくり課の建設関係でございますが、道路改良工事等7件、総額で4,897万円余りの工事を発注いたしました。

次に、14ページ目、商工・観光関係でございますけれども、2月9日から11日のSLイベントでは1万8,000人の来場者があり、「天保うまいもん市場」や「手を振ろうプロジェクト」で笹川駅前を初め、沿線は大変なにぎわいを見せました。もてなしの心を大切に、訪れた方に喜んでいただけるよう今後とも努力してまいりたいと考えております。また、「天保水滸伝」を題材としたアニメが完成し、

千葉テレビで放送が始まりました。この事業は国の緊急雇用創出事業を活用して進めているものでございますけれども、各新聞社でも紹介されたところでございます。今後とも積極的にメディアを通じて東庄町の情報を発信してまいり所存でございます。

最後に、15ページ目、東庄病院の関係でございますけれども、診療状況につきましては入院患者数が1日平均57人、外来患者数が113人となっており、経営は順調に推移しているものと認識をしております。

以上で、行政報告を終わります。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

教育委員会行政報告の主なものを申し上げます。16ページをごらんください。

1の教育委員会関係ですが、定例教育委員会が3回行われました。

2、学校教育関係、（1）平成25年度東庄町立幼稚園児募集結果は下の表のとおりであります。町内該当者98名のうち、笹川幼稚園34名、橘幼稚園27名、計61名の応募で、率は61.2%でありました。（4）の契約関係ですが、東庄中学校関係の中の階段等手摺取付工事と、17ページに掲載してあります便器改修工事については、肢体不自由な生徒2名が4月より入学するために行ったものであり、既に完了しております。東城小学校屋内運動場窓ガラス修繕工事は、先日2月17日未明に起きた近隣建物火災による熱風のために割れた78枚のガラス修繕工事です。2月28日に完了いたしました。

3、生涯学習関係ですが、1月13日に東庄町成人式が行われ、該当者167名中、137名の出席でした。2月24日の文化講演会は俳優のあき竹城を迎え、350名の参加があり盛会に終了いたしました。5の公民館・体育施設等契約関係ですが、18ページに掲載してあります東庄町スポーツ広場多目的トイレ整備工事は12月25日に契約し、今月末に完成の予定であります。

以上で、ご報告申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

おはようございます。山崎ひろみでございます。本日も町民の皆様の代弁者として一般質問をさせていただきます。

大きく2点について伺います。最初に、循環型社会を目ざす、町のごみ行政に対する取り組みについて質問させていただきます。

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型家電に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの回収を進める「小型家電リサイクル法・使用済小型電子機器等再資源化促進法」が昨年8月に成立し、ことし4月に施行となります。現在、小型家電に含まれるレアメタルや貴金属は多くを輸入に依存し、その大半はリサイクルされずにごみとして埋立処分されていますが、この法律により市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取ってレアメタルなどを取り出しリサイクルされると聞いております。この法律の目的及び内容について詳しくお聞かせください。

また、国からの財政支援はどのようになっているのか、お聞かせください。

我が町は、ごみ処理に関しては一部事務組合で運営されていることは承知しておりますが、この法律に対する取り組みはどのようになっていますか。また、町としての考え方、対応はどのようにされますか、お聞かせください。

近隣の市や町が合併して数年たちますが、それぞれ一部事務組合で行っていた業務も編成替えがあったり、いまだ統一化されない部分もあると思います。清掃組合も旧佐原と旧小見川・山田及び東庄の収集方法など、まだ統一されていない部分があるという現実です。一部事務組合のごみ行政に関する統合の進捗状況及びこれからの計画等についてお聞かせください。

次に、質問事項2の通学路の安全対策について伺います。

季節は春となり、もうすぐ新入学のシーズンを迎えます。真新しいランドセルを背負い、子どもたちはもちろん保護者やその家族は期待と不安でいっぱいなのではないでしょうか。その不安を少しでもなくしてあげられればとの思いで質問させていただきます。

昨年、登下校中の子どもたちが交通事故に遭い命を落としたり、大きな被害に遭

う痛ましい出来事が連続して起きました。この事態を受け、全国一斉に通学路の安全点検及び安全対策が実施されたと認識しております。我が町の安全点検の実施状況及び危険と認識された箇所の対策、さらにはこれからの整備計画等についてお聞かせください。

県道、国道など、町だけで対処できないものが多いと考えますが、県との交渉及び町として迅速に進めるべきことなど、取り組みの状況を具体的にお聞かせください。

私はいろいろなところで、子どもさんのいる町民の方々から「通学路が暗くて危険だから、防犯灯の数をふやしたり、LED照明にしてもっと明るくしてほしい」と要望されます。確かに我が町は暗いところが多いと感じるのは私だけではないと思います。防犯灯の電球が切れてついていないのを見ることもあります。現在町の管理の防犯灯は何基ありますか。また、それらの維持管理の状況はどのようになっていますか。金額等も含めお聞かせください。

昨今、各地で全ての防犯灯や公共施設の照明を一斉にLED化して、経費の削減に努めている自治体が出てきています。我が町としては取り組む考えはありますでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。2回目からは自席にて行わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

それでは、第1番目の質問事項、循環型社会を目ざす、ごみ行政についてのご質問についてお答えいたします。

初めに、本年4月から施行されます「小型家電リサイクル法」、いわゆる「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」についてですが、この目的は使用済小型電子機器等に利用されている希少金属、例えばレアメタル、貴金属など、そのほか有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、本年4月1日から施行されます。

内容につきましては、山崎議員の質問のとおり再資源化を目的としており、現状のまま、または一部分を原材料や他製品の一部として利用することができる状態にすることでございます。

これら町としての対応でございますが、現在香取広域市町村圏事務組合におきまして、構成市町とごみの再資源化並びに減量化を促進、並びに使用済小型電子機器等の回収及び運搬計画について協議を行う予定となっております。なお、施行後の財政支援は特に予定されておりません。

次に、一部事務組合のごみ行政に関する統合の進捗状況及び将来計画についてでございますが、一部事務組合についてのごみ行政につきましては、組合の再編統合により可燃・不燃処理施設が各2施設保有しており、老朽化が著しい施設もあり、また維持管理経費の削減や処理の効率化を図る上で施設統合を予定しており、香取市伊地山地先の処理施設について大規模改修を平成25年度から実施し、平成27年度までに完成する予定でございます。平成25年度予算において25年度分の負担金を計上しているところでございます。なお、事業費は工事費2億9,982万7,000円と施工管理委託料2,842万3,000円の計2億2,825万円が予定されております。

また、最終処分場についてでございますが、第二伊地山一般廃棄物最終処分場の貯留槽は6槽で構成されておまして、1槽分の埋め立てが完了するまで約2.5年、2年半かかります。現在3槽目を埋め立てておまして、8年後には埋め立てが完了予定となっております。なお、その後の用地につきましては、まだ検討されておりません。埋め立ては焼却灰、不燃残渣が主なものであることから、ごみの処分量を抑制するため、ごみの分別、資源化等の推進を図り、循環型社会の形成に向け検討しているところでございます。

有価物の収集実績でございますが、搬入量は長岡不燃物処理場で1,063トンであり、売却金額は1,476万円でした。内訳につきましては、金属類671トン、241万4,000円、紙類が104トン、226万円、衣類が35トン、7万1,000円、ペットボトル120トン、1,001万5,000円でございます。なお、これらにかかるコストは4,732万4,000円で費用の方が多い状態でございますが、これらを外部へ搬出することで最終処分場における延命の一助となっております。その効果は平成18年度の最終処分への埋立量は861トン

でしたが、平成23年度の埋立量は543トンとなっております。

以上で、説明の方を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（鈴木 努君）

それでは、私の方からは質問事項2の通学路の安全対策についてお答えをいたします。

まず質問要旨1の通学路の安全点検の実施状況、これにつきましては平成24年8月に各学校の安全点検実施結果、この報告をもとに教育委員会で現地を確認いたしまして、改善が必要と思われる箇所16カ所を抽出いたしました。その内訳につきましては、神代小学校区が3カ所、笹川小学校区が2カ所、橋小学校区が5カ所、石出小学校区が4カ所、東城小学校区が2カ所であります。この16カ所につきましては同年9月に香取警察署小見川幹部交番、香取土木事務所、町総務課交通安全担当、まちづくり課建設係、教育課学校教育係5者によりまして、通学路の危険箇所の合同点検を実施いたしました。

次に、危険と認識された箇所の対策並びにこれからの整備計画でございますが、合同点検の際、現地で現状を把握し、それぞれの状況に応じて各危険箇所への対策とその実施内容をその場で検討協議いたしまして、県道につきましては香取土木事務所小見川出張所が、横断歩道や信号機の設置の検討につきましては警察署が、町道に関しましてはまちづくり課がそれぞれ対応策を講じることを確認いたしました。また、実際の取り組み状況ですが、県道や国道につきましてはU字溝の蓋掛け、路肩の樹木の伐採、横断歩道・側線・路面表示等の引き直し、それと「児童横断注意」の看板の設置等でございますが、これにつきましては既に着手しております。

また、歩道の設置が望まれる道路につきましては、その道路沿いの土地の地権者のご理解が必要であるとともに、地元自治会の協力が不可欠でございますので、すぐに設置することが困難な状況でございます。この対応策としましては、路面に運転者に注意を呼びかける路面表示等を施したところでございます。

次に、質問要旨2番目の町内全防犯灯のLED化の推進につきましてでございますが、町管理の通学路防犯灯は平成25年、ことし2月現在で708灯ございます。この防犯灯の維持管理につきましては、毎年教育委員会の職員が夜間に一斉点検を

実施し、その際故障箇所につきましては修繕をしております。ほかに自治会や住民からの通報、それから役場職員からの連絡等によりまして故障箇所を確認の上、その都度修繕を行っております。また、修繕に要する経費につきましては、通学路防犯灯設置補修工事費として平成24年度の当初予算で90万円、12月の補正予算で25万円、合計115万円を計上し、その維持管理に当たっております。

次に、防犯灯のLED化につきましては故障した防犯灯を交換する際、LED器具に交換しております。今後とも順次LED器具に交換する予定でございます。また、一斉LED化につきましては、通学路の防犯灯のほか、各区で設置している防犯灯や、公共施設の照明等もあわせて関係機関と協議し、LED化に取り組んでいきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いたします。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

初めに町民課の答弁の件なんですけれども、私は平成20年の9月の一般質問の中で、使用済みの携帯電話の回収を提案させていただきました。当時は全く取り合ってもらっていただけませんでした。それらを含め、小型家電の多くは金属類が再資源化されないまま最終処分場に埋め立てられております。そうした状況を、都市鉱山とも今言われております。清掃組合の方でこれから話し合うということですが、もしすぐやらないのであれば、町として単独でできることから始めるべきではないかと思っております。資源の少ない日本はもったいなくも、ただ廃棄をして埋め立ててしまう。そこから資源を取り出す努力をしなければいけないということで施行された法律ですので、町民の皆様が意識を高めてリサイクルに対する考えを認識していただくことが大事かと考えます。

それで、先ほど予算措置はされない、財政支援はないというお話でしたが、24年度ではモデル事業とか手を挙げた市町村ではボックス回収やステーション回収、いろんな形がありますけれども、それなりの補助が出ています。平成25年度も多分出るんじゃないかというのを見ましたので、またぜひ見ていただければと思います。

あと、各区にありますリサイクルステーション、今ほとんどが集会所のところに

設置されていたり、ほかの危険物置き場と一緒に設置されているところもありますが、区の管理という区の思いでそれぞれのやり方でやっていると思いますが、なかなかちょっと煩雑というか、汚くなって、見た目もそこにまたごみが置かれるんじゃないかという状況のところもありますので、その辺もちょっとやっぱり町民の皆さんの意識を変えないと、幾らステーションを立派なのをつけても変わらないと思いますので。

町の町民も自分のところで買ったごみ袋が幾らかで、自分の家で幾ら出したという意識はすごくあるんですが、ごみ処理に関する費用がどれほどの金額になるかというのは意識されていない方が多いと思います。今回の最終処分場の予算も大きな金額が予定されております。ですから、やっぱり機会あるごとに周知するのはもちろんですし、行政側からその機会をつくるのが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

あと、区に入っていない方も今多くいらっしゃいます。アパートなどは大家さんが管理してくださるところもありますが、今どんどん区を抜けている方もいらっしゃいます。そういう人たちのところにやっぱり配布物がきちんと届いていないのではないかと思いますので、その辺の確認をお願いしたいと思います。

子どもたちは学校である程度環境の勉強とかもするかもしれませんが、うちの町ではこういうふうに行っているという具体策をちゃんと教える機会もあつたらいいかなと思います。それとあと高齢者の方ですね、特に高齢者はごみの意識がないので、何らかの機会ですういふ皆さんに周知できる機会を持っていただくようお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、通学路の件なんですけれども、危険箇所16カ所、今改修の済んだところは簡単と言ってはあれですけど、ある程度難しくなくできるところかと思えます。やっぱり用地のこととかがあつてなかなかすぐにはできないということは私もよくわかっておりますけれども、町全体の道路網を考えて通学路の交通量を緩和させる努力をしていっていただきたいと思えます。それと危険度、優先順位を考慮して進めていくことを要望したいと思えます。

それから、防犯灯のLED化なんですけれども、県内の茂原市ではいち早く市内に設置されている20ワットの蛍光灯を全部LED防犯灯につけかえて、それを保守管理つきで10年間、長期契約によってリース業者から市が賃貸借するもので、

リースの終了後は市に無償譲渡されるというシステムをとりました。これによって、LEDはもとの蛍光灯より比べて長もちしますし、球切れとかもそれを全部メンテナンスも含めてリース契約になっておりますので、職員や自治会の役員の手間もなくなるということでいい面もあります。もちろん省電力ということで、LEDに関しては20ワットの蛍光灯と同じ明るさを10ワット以下で賄うことができるし、使用期間も6万時間ということで、約15年と寿命が長いのが特徴になっているそうです。そしてまた省電力に伴い二酸化炭素排出量を減らすことができ、地球温暖化防止にも貢献できる。またLEDだと虫が集まりにくいという効果も出ているという報告もありました。

うちの町もデメリットも多分あると思いますが、試算していただいて、先進事例を見ていただいて、ぜひLED化にお願いできたらと思いますので提案させていただきました。

以上で、2回目を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

まず最初の1点目の小型家電の協議関係でございますが、できるだけ早く対応できるように組合の方へ投げかけをして、協議を図れるようにしてもらいたいと思っております。

それから、2点目のリサイクルステーションの管理及び整備等についてでございますが、この施設の管理につきましては各区にお願いしております。なお、整備に関しましては町補助金で環境衛生改善施設整備事業補助金がございます。補助率でございますけれども、事業費の2分の1とし最高限度額は50万円でございます。また、リサイクルステーションや不燃物置場に不法投棄されたごみにつきましては減免申請により、清掃工場で受け入れ処分を行っております。そのほか、リサイクル家電等につきましては、不法に投棄された廃棄物の処理に要する経費に対し、料金の2分の1の補助金を交付している状況でございます。

次に、ごみの収集方法などの区に入っていない方に対する周知方法についてですが、町広報紙に掲載するとともにホームページに掲載、またアパート等借家に居住されている方につきましては、借家管理者にチラシ等を渡してもらうようお願い

いして、入居者に周知しているところでございます。

それから、ごみ関係の費用等の町民への周知でございますけれども、広報紙を通じて清掃関係の決算等を掲載しておりますので、できるだけその中でわかりやすいように内容を変えて掲載をしてまいりたいと思います。また、小学校につきましてはできれば組合の方への視察とか、そういったカリキュラムも組んでいただければありがたいなと思っております。高齢者関係につきましては、できれば今後そういった方法でしたいと思っておりますけれども、今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいいたします。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（鈴木 努君）

まず通学路の安全対策の方ですけども、歩道の設置等につきましては土地の地権者の理解が必要ですので、これから道路管理者の方と協議して進めてまいりたいと思っております。それと交通量の抑制ということですけども、これも関係の機関と協議して進めていきたいと思っております。

それから、LEDの斉LED化ですけども、平成24年度に新規に蛍光灯の器具を設置したもの、あるいはその前の年に設置したものもありますので、最近設置したということで全てを斉にということはちょっと困難かなと思っておりますので、また茂原市の方の行政によるLED化ですか、その辺も検討しまして、これからいろいろ協議をしてLED化を進めていきたいと思っております。

よろしくお願いいいたします。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

ごみ行政の方はなかなか組合でやるので、町単独でというのは難しいのかもしれませんが、ことし議会で視察を予定しております徳島県上勝町人口2,000人足らずの小さな町だからできるのかもしれませんが、「ゼロ・ウェイスト政策」といって35品目ぐらいに本当に分別して、分別の処理費用はかかるかもしれませんが、町民が全員意識を持って学校の授業のカリキュラムにもちゃんと取り込んで、町全体が地球を汚さない人づくりということで進めている政策です。うちの町も小

さい町だからできるところもありますので、ぜひ町民の意識を高めていい方向に町の方で図っていただけたらと思います。

防犯灯のLED化ですが、うちの町は総務課管理と教育課の管理ということで、両方を一緒にするというのは難しいのか、難しくないのかよくわかりませんが、今各地でそういうところが出てきておりますので試算していただいて、うちの町でも取り入れた方が予算削減できるのであればその方法がいいかと思っておりますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（鎌形寿一君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、1番、林俊之君。

1番（林 俊之君）

それでは、3項目について質問をさせていただきます。

まず初めに、地域活性化事業補助金についてお尋ねをいたします。

この地域活性化事業補助金は今年度4年目、4回目の事業が行われました。ことは五つの事業に対して補助金が交付されております。私はその中の三つのイベント事業に参加、また協力をさせていただきました。各イベントとも数多くの来場者があり、大変なにぎわいで満足できる内容であったと思っております。来年度は5年目を迎えいろいろな状況を考えますと、一つの節目を迎えているように感じております。

そこでお尋ねをいたします。平成21年度スタートしたときの最初の目的はどのようなものであったか、お尋ねをいたします。また、4年間の事業の状況についてご説明をお願いいたします。

今年度補助金を交付された事業者の方からお問い合わせをいただきました。数回交付を受けた事業は対象外となり、来年度の補助金が受けられないのでしょうかとお尋ねをいただきました。どの事業でも回数は別として、自立をして進んでいくということは当然のことです。どこかで一つ区切りをつけなくてはいけないと思います。ただ、ことしあのにぎわいを知る者として何とか継続できないものかと思っているところであります。

そこでお尋ねをいたします。補助金を数回交付後の事業についてどのように考え

ているか、お尋ねをいたします。また、事業者から相談を受けたとき、その後のサポートについてどのように考えているかお尋ねをいたします。

昨年長崎県川棚町で本町の地域活性化事業補助金が注目され、話題に上っているという話をお聞きしました。一つの町が注目してくれたことにより、全国に注目される事業になる可能性があると感じております。そのように注目されている本町の来年度の事業についてお尋ねをいたします。来年度の事業費の額、また今後の考え方についてお答えください。

2番目に空き家問題についてお尋ねをいたします。

少子高齢化、人口の減少に伴い、本町でも空き家の件数が増加しているように思います。空き家の中で問題になる空き家は放置された状態で老朽が進んで、倒壊のおそれなどがある危険な建物、また樹木や雑草が手入れされることなく伸び放題となり、近隣の住民の皆さんに迷惑をかけている建物などが問題になっており、特に両隣のお宅がこの問題に直面しているわけであります。この空き家問題は他人事ではなく、あすは我が身であります。私の家が空き家になる可能性もありますし、突然お隣のお宅が空き家になる可能性もあるわけであります。空き家になった近隣の皆さんには何の責任もないわけで、特にお隣のお宅はその状況から逃げることもできないわけであり、何とか解決策を探していかなければならないということであります。

そこでお尋ねいたします。本町の空き家件数について調査をし、件数を把握しているようであればお答えください。またその中で危険度の高い空き家の件数を把握しているようであれば、同じくお答えください。

それから、町に空き家で危険な建物や樹木の障害などで相談や問い合わせ、また苦情などがありましたら、その状況をお答えください。また、それに対して町はどのように対応したかをお答えいただきたいと思っております。

この空き家問題は現在民対民、お隣同士で解決しなければならないということは理解をしているつもりですが、近隣の皆さんのことを考えるとこのままでいいのかなと感じております。個々の対応には限界があります。解決のために苦労している姿が浮かんでまいります。まず地権者の確認、連絡をとることの難しさ、連絡がとれても話し合いが進まないこと、苦労しながら話し合いを続けていかななくてはならないこと、それでも連絡がとれて話し合いができればいい方でありまして、話し合

いまでたどり着かない場合もあるはずであります。そのほか地権者の方が亡くなったり、変更されていたりして、身内や親戚の方、そしてそこに一度も住んだことのない人と折衝しなくてはいけないこと、また金銭的な話にはかかわりたくないと思うのが普通の思いだと思います。そのほかいろいろな状況が考えられるわけであり

ます。

そのようなことから、町として少しでも力になるために条例の制定を考える時期が来ているのではないかと思います。現在空き家に関する条例は全国でまだ50余りの自治体で導入されているだけであります。各自治体の条例の内容にはまだばらつきがあるように聞いております。今後本町でも導入している自治体を参考にして、よりよい条例の制定を行う方向に進むべきではないかと思います。

そこでお尋ねをいたします。町は今後条例等の設置の考えがあるかお尋ねをいたします。また、今後の取り組み方についてどのように考えているかお尋ねをいたします。

3番目に、岐阜県郡上市大和町との交流についてお尋ねをいたします。

東庄町は県下でも貴重な歴史のある町であります。現在私は天保水滸伝を推進し、町の歴史を広め活性化の力になればと活動を続けております。先月JRのSLの運行などもあり、ことしに入りマスコミの皆さんが連日のように天保水滸伝を取り上げていただいており、大変ありがたく思っております。今後も変わることなく推進に努めていきたいと思っております。

それはそれとして、本町には1,000年の昔から続く貴重な歴史があります。約1,000年前、千葉県周辺を支配していた千葉一族、その千葉一族が千葉氏を名乗り始めた最初のころに築いた城が東庄町の大友にありました。ここが千葉の中心であったわけであり、それが現在、大友城跡として残っております。その後、この東庄周辺を治めた千葉氏は名前と申しますか、現在で言う名字を変えて千葉氏から東氏と改めて名を名乗り、今日に至っております。今も第30代の子孫の方が東庄にいらっしゃいます。現在は東(とう)という字を東(あずま)と名乗り、第30代東保胤さんが長い歴史を守っていらっしゃいます。

もう少し歴史の話が続けますが、よろしく申し上げます。その東氏が今から800年も昔、ある大きな戦いで勝利に貢献したことから、当時の京の都の近くの土地をいただくことになりました。それが岐阜県郡上市大和町周辺一帯であります。こ

れは当時、大変に重要な土地をいただいたこととなります。そのため、東氏はそのころ居城していた東庄町笹川の須賀山城に城主ではなく、次男、三男を残して城主の長男が郡上大和に移住して城を構えることとなりました。そこで、東庄周辺から約300人と言われる人々が郡上大和へと移住することとなりました。その中には武士だけでなく、一般の人々も数多く含まれていたようであります。そして、現在郡上大和だけでなく、周辺一帯に子孫の皆さんがたくさん住んでおられ、長い東氏の歴史が続いております。そのようなことから、東庄町と郡上大和は特別な深い関係にあるわけであります。

そこでお尋ねいたします。現在の本町と郡上市大和町との交流の状況についてお尋ねをいたします。また、今後交流を活発にする考えはあるかお尋ねをいたします。

本町には千葉氏・東氏に関する歴史的な資料がたくさんあります。これを広め、また保存することが大切なことでもあります。天保水滸伝のように全国的な知名度がありませんので広めていくことは大変だと思いますが、私は現在郷土史研究会の一員、ボランティアガイドの一員であります。先輩会員の皆さんと力を合わせて、地元の貴重な歴史を守り推進していきたいと思っております。

最後にお尋ねをいたします。千葉氏・東氏の歴史について町の考え方をお尋ねいたします。

以上、これで第1回目の質問を終了いたします。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、地域活性化事業補助金についてお答えいたします。

地域活性化事業の目的についてですが、この補助金につきましては、平成21年度より始まりまして本年度で4年目となりました。事業の目的としましては町を活性化する企画提案を広く町民から募集し、審査会を通った事業に対し補助金を交付し、町を元気にする知恵とアイデアを実現して活性化を図ることを目的としております。

対象となる事業の条件としまして、町の活性化に寄与する事業で町内で実施する事業であり、当該年度内に実施する事業であることとなっております。また、応募団体の条件としましては5人以上で構成される団体で、その構成員の過半数が本町

に住所を有する者か、勤務する者の団体であること、活動拠点が本町にあること、宗教活動及び政治活動を目的とする団体でないこととなっております。

次に、4年間の状況についてのご質問でございますが、平成21年度には2事業で380万円。内容は「緋の花プロジェクト」というコンサートに30万円、第1回東庄ラジコン航空ショーに350万円。平成22年度は3事業で490万円。内容は東庄音頭ぼんおどり会40万円、第2回東庄ラジコン航空ショー400万円、天保水滸伝観光案内パンフレット作成50万円。平成23年度は3事業で140万円。内容は東庄音頭ぼんおどり会40万円、出羽海部屋笹川夏合宿50万円、クール百音スペシャルコンサートイン東庄に50万円。平成24年度では5事業で725万円。内容は東庄町観光ガイドブック「るるぶ東庄」作成220万円、東庄音頭ぼんおどり会40万円、出羽海部屋笹川夏合宿50万円、第3回東庄ラジコン航空ショー400万円、東庄町のよさこいオリジナルソーラン舞曲の作成15万円の補助金を交付しております。

これらの事業につきましては、東庄町地域活性化事業審査会の審査を経て交付決定されており、それぞれの事業については地域の活性化に貢献できた事業と考えております。

次に、数回交付後の事業についてですが、町では3回交付を目安としておりまして、3回交付後の事業とその後のサポートについては、この4年間で3回交付した事業は東庄ラジコン航空ショーと東庄音頭ぼんおどり会の2事業でございます。この地域活性化事業補助金につきましては、通常の各種団体への補助金とは異なり、地域の活性化につながる事業に対し交付する起爆剂的な補助金でありまして、それぞれの団体がその事業を継続して実施しようとする場合には、単に補助金に頼ることなく、事業者自体で自立できるよう開催方法の検討や関係団体との協力により経費節減に努め、事業を実施されるよう望むところでございます。

続きまして、来年度以降の予算規模についてのご質問でございますが、来年度の事業費と今後の考え方についてでございますけれども、来年度につきましては平成24年度と同額の400万円を予算計上してございます。

今後の考え方でございますが、平成21年度当初5年を目途に事業を開始しまして、来年度は5年目を迎え区切りの年度となります。町としましては住民の代表で組織されております地域活性化事業審査会の意見並びに報告を伺い、過去の実績と

審査会の意見を尊重し検討したいと考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、私の方から質問事項2番の空き家問題についてお答えをさせていただきますと思います。

最初に、町における空き家件数やその危険度について把握しているかというご質問でございますけども、現状では実態調査は行っておりません。したがって件数等把握はしておりません。

次に、その問い合わせや苦情の状況でございますけども、数年前に一度ございました。これは地元からのものでございまして、強風などで建物の一部が飛散するおそれがあるという話がありまして、町でどうにかならないかという相談があったものでございます。町で対応等検討したところでございますけども、町側の権限や財産所有者の権利の問題、またこの方は所在を明らかにしていない方で、個人情報の保護という観点からも文書等による指導・勧告等の手続きができなかったという状況でありました。

次に、条例の制定などの町の取り組み方についてのご質問でございます。生活様式等の変化から現在は核家族化が進展をしております。東庄町においても例外でなく、子ども世帯は都市部に暮らし、親の世代が地方で暮らすという家庭が多く見受けられます。核家族化が進む中、今後このような家庭が一層ふえるものと予測され、やはり空き家問題は町にとっても課題の一つになると考えております。

今後の取り組みとのことですが、大きく分けて2通りの方法が考えられるかと思えます。まず一つは資産の有効活用ということで、新住民の定住策として建物等の利活用を行い空き家対策とする対応・対策等でございます。2点目は不適切な管理の空き家に対する勧告や指導などでございます。今回のご質問は後者の不適切な管理の案件と解釈して対応させていただきたいと思えます。

本町におきましては、幸いにも今までこの問題が大きな問題になることはございませんでした。またこの問題は建築、道路、防災、防犯、生活、安全などといったさまざまな部署にまたがる広範な問題であったことから、どこを窓口にするかも確

立されていない状況でございます。今後空き家の増加を見込んだとき、住民からの相談等を受け付ける対応窓口の確立、体制の整備が重要と考えております。

また、所有権などの個人の権利を尊重しつつも不適切な管理の空き家につきましては勧告・指導ができるように、条例化も視野に入れて今後検討の方をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解の方をいただきたいと思います。

以上で、答弁の方を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（鈴木 努君）

それでは、私の方からは質問事項3番目の岐阜県郡上市大和町との交流について、お答えをいたします。

東庄町と大和町との歴史的な関係につきましては、ただいま林議員からご説明があったとおりでございます。東庄町と大和町は本家・分家の関係にあるというふうに思います。

ご質問の大和町との交流の状況ですが、事務局には過去の記録が一部しか存在していませんので、郷土史研究会の会員の方から情報を得たものを回答させていただきます。まず交流の発端は昭和40年ごろ、当時の大和村から村史編さんのため数名が東庄町に来町したとのことです。このとき、東氏の末裔が東庄町に健在だということを知ったそうです。その後、昭和48年に東保胤さんほか1名が大和村を訪問しております。また、昭和58年に発足した東庄郷土史研究会は、昭和63年に大和町の誘いを受け、第1回の薪能見学に10名で訪問しております。

その後も平成5年、平成14年、19年、24年と最近につきましては5年ごとに訪問しております。また、平成3年には当時の町長、議長等が訪問しており、平成8年には薪能を招致し、薪能を通じて文化交流を図りたいという機運が高まりつつあったことから、文化交流事業薪能視察研修会の名目で当時の議長、助役、教育長など一行22名で訪問しております。そのほかには平成10年8月に町図書館主催の文学散歩ということで26名の訪問、その年の10月には「笹川の神楽」が大和町の明建神社で奉納されました。

東庄町からの訪問は以上になりますが、大和町からも何回か来町されておりますが、記録がないために詳しいことはわかりません。

次に、交流を活発にする考え、また取り組みについてでございますが、岐阜県大和町は平成16年3月に郡上郡の3町4村が合併し、現在は岐阜県郡上市となっております。現在は東庄郷土史研究会が定期的に郡上市大和町を訪れ、当地の郷土史研究会と交流を図っておりますが、町としては長野県飯綱町のように地域間交流を実施しておりません。東庄町と大和町は歴史上の先祖が東氏ということで親戚といったつながりがあり、交流すべき要素が多分にあると思いますが、交流はこちらの思いだけではできません。互いに思いを共有し理解し合うことが大切ですので、町関係機関、そして大和町の意味を十分確認の上、検討していきたいと考えております。

次に、千葉氏・東氏の歴史についての考え方についてですが、千葉一族・東氏は東庄町にとっても重要な歴史であり、この歴史を守り後世に伝えていくことが重要だと考えております。平成11年には「まんが東氏物語」を刊行し、東庄の領主となった初代東胤頼や千葉氏一族をわかりやすく紹介しております。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いたします。

議長（鎌形寿一君）

1番。

1番（林 俊之君）

ありがとうございます。2回目なんですけども、一つだけちょっと書き切れないので、確認の意味でもう一度答弁をいただきたいんですけども、最初は地域活性化事業の中で担当課長が今5年を目安にとおっしゃったんですか。5年でと、その辺を特にメモし切れなかったんですが、その辺のくたきをもう一度お願いしたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

町では平成21年度に事業を実施いたしまして、当初5年をめどに事業を予定しておりました。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

1番。

1 番（林 俊之君）

それで終了なのか、ちょっとよくわからないんですが、3 回目はこの後の自分の要望等を述べさせていただこうかと思えます。

まずただいまの活性化事業ですけども、去年から3 回目だとか、今聞いて5 年目でめどという話もありましたけども、お問い合わせいただいた事業者の方が、去年からそのように話があることによって自分たちで去年の決算書などを見ながら、もうことはそれではできないんだなというのを感じてくれたことだけで、私は今回非常によかったと思っております。ですから、この後もこの人たちをこれからぜひサポートしてあげていただきたいと思います。そのときに自分たちで何とかやっっていこうという気持ちがありますので、将来は必ず自立していけるのではないかと思いますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

それから、空き家の方ですけども、課長おっしゃられた資産の有効活用とか、不適切な空き家ということで前向きに考えていただけてありがとうございます。相談窓口等を確立していただける可能性があるようなので、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

それから、最後の郡上大和ですけども、まず先ほどお話がありましたとおり、大和村から郡上市に変更になっております。大和町、ですから、郡上市大和町ですので、大和町だけが難しいというのはよく理解しているんですが、今東氏の方々は郡上八幡町を初め、8 0 0 年もたっていますけど、県内外に広くおりますので、逆に郡上市全体との交流も頭に入れていただきながら、私たちも一生懸命支援していきますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

私は去年の8 月、初めて郡上大和に訪問させていただくことができました。何回も伺っているようなんですが、去年も大変な歓迎をいただきました。ちょうど8 月の祭りのときでありましたので、議会の方からは鎌形議長、それから一番ゆかりのある東大社の飯田宮司がご一緒にご同行いただきまして、先ほどお話のありましたゆかりの明建神社で式典の際には、議長、飯田宮司、それから私たちの歴史の方の代表の方3 人が玉ぐしの奉奠をさせていただきました。その後の新能は夕方から行われたんですけども、もう全国的に有名なようですけども、境内いっぱいのお客さんで本当に1 , 0 0 0 人を超えるお客さんの中で、東庄町から三十何人でお邪魔したものですから、アナウンサーの方が「先祖のふるさと、東氏のふるさと東庄か

ら」というような形で大変丁寧に紹介してくれまして、その後議長が代表でかがり火に点火をするという場面を見ておりまして、これだけ盛り上がっているのに東庄はどうなんだというところが今回質問をさせていただいたわけでありまして。

今の東庄は天保水滸伝のおかげで遺品館、そして諏訪神社にたくさん来訪されておりまして。特に去年、駐車場を整備していただいたおかげで大型車も入れるようになりまして、数がふえてきております。

その中で、千葉氏・東氏をとという方も数少ないんですがいらっしゃいます。ボランティアガイドの方が案内するところは東大社、こちらは自信を持って東大社を紹介しております。お客さんが一番行きたがっている大友城は行かれた方はご存じだと思っておりますが、案内板のところまでたどり着くのも大変ですし、案内板の前はただ畑だけでありまして、ボランティアのガイドの方も本当に恐縮しながら紹介をしているという状態でありまして。

もっとひどいのは笹川の須賀山の城跡でありまして、今はもう案内することができないような状態でありまして。案内板のところまでたどり着くのはもちろんですし、そこから本当は道があったんですけども、もうけもの道になっておりまして、雑草でもうそこの中に入れられないという状態でありまして案内ができないという状態でありまして。ただ、お客さんの希望が大変多いので、去年も一度みんなで伐採までやったんですけども、とてもとてもやり切れません。ただ、やらないよりはやった方がいいということで、ことしもまた予定はしているんですけども、ぜひ機会がありましたら須賀山城跡にも上がっていただければ、ちょうど東から攻めてくる敵方を守る城ということで鹿嶋方面、先が非常によく見えます。笹川の町並みがあって、日本でも珍しいという太い川が3本流れている形もよくわかりますので、ぜひ須賀山城跡もごらんになっていただければと思っております。将来公園にでもなればなと思っておりますが、まず私たちが努力をしなければと思っておりますので、今後の大和町との推進もよろしくをお願いをしたいと思います。

最後に先ほどお話がありましたが、何回か伺っている中で大和町には岩田町長も数回訪問されたと聞いております。突然ですみませんが、一言伺えればと思っております。よろしく申し上げます。

以上で終わります。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

大和町ということでご質問があったわけでありますけども、私は先ほど教育課長が申し上げたような流れなんだろうと思います。ただ、当時郷土史研究会の方たちが主にこの交流事業に携わっておりました。その関係で、どちらかという行政というよりも、教育委員会関連で郷土史研究会に所属されている方たちが非常に精力的に活動して、みずから何人かを集めて訪問したり、また訪問されたりということで対応していたようであります。

今飯綱町とは地域間交流ということで、町が挙げて両町で飯綱とやっておりますけれども、きっかけはほんのささいなことからのスタートであります。それと考えれば、歴史的にも非常に重みの持つ、いわゆる先ほども分家というような表現をいたしましたけれども、今血縁交流という表現をしております。今、血統的にそれが近いということで地域間交流とまた別に、血縁交流という交流の仕方もあるやに聞いております。

この話があったときに、実は平成3年8月7日に私は当時の町長と一緒に議長ということで大和町を訪問させていただきました。当時は大和町、その前の60年に合併をしておりましたから、平成3年というのは合併間もない大和町ということに相なります。そこで当時町長に迎えられて東一族の末裔の東氏とお会いしました。横浜に在住だったんですが、お会いをいたしました。その後、今の職になって平成7年8月7日にまた大和町を訪問させていただくことになりまして、そのときには交流を二つ持っておりましたから、8月7日には大和町、8月8日には当時の三水村へそのまま岐阜県から長野県へ縦断しまして、2泊3日で二つの交流をしている町を訪ねたということであります。

その後、ここには教育委員会関係の話しか載っておりませんが、町民空の旅はここに分家を訪ねるということで、120名以上の方たちと一緒に私も同行して、これは郡上市になってからでありますけれども、郡上市の大和を尋ねて明建神社にお参りをさせていただきました。そういう体験の中で、郡上八幡町、郡上大和町、そして郡上市ということで合計4回訪問させていただいております。

当時の方たちは今まだ健在であります。また町としてもいろんな意味で郡上から800年前に移住した方たちの末裔が、実は一回大勢でバス1台でこの町を訪問い

ただいたことがあります。その話は今されませんでしたけど、実はその歓迎をし、またお送りしたのは鹿島立ちということで、鹿島神宮からその方たちをお送りいたしました。先導を切って私は香取のインターまで潮来インターから引っ張って行って、そこでお別れをしてお送りをしたというのを覚えております。

そういうことを考えれば、歴史的な経験を含めて今郡上市にはなったわけでありますが、実は仕事の関係上郡上市に国保病院があります。その院長さんとは実は割と近い間柄であります。昨年5月にもこの町へ訪問いただきました。そういうことに関係も含めると、まだまだ必要なつながりも持っておりますから、今後いろんな意味で歴史的なひも解きとも一緒にして、でき得れば先ほどの血縁交流という形の中でまた良い捉え方をして、お互いの位置づけをきちんとさせて、そしてまた交流ができるものであればそういう形にできたらいいなというふうに思っております。

いずれにしても、多くの方たちにその背景とか、いろんなものを具体的に知っていただくことも大事なことでありますので、また教育委員会とも話し合いをしながら、これをまた町単位又は市にするか、行政組織にするか、その次元も含めて検討してまいりたいとこのように考えているところであります。

以上であります。

議長（鎌形寿一君）

以上で、林俊之君の一般質問を終わります。

次に、8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、二つほど質問をさせていただきます。

まず最初に、選挙制度、選挙区割について質問します。

東庄町の発足時には四つの選挙区であったように思いますが、いつから今のような大選挙区制となったのでしょうか。その辺の経緯についてお伺いいたします。

今国会においても選挙制度や定数削減の問題がいろいろと議論されておりますが、本町においても考えなければならない問題と存じます。国会議員においては、1選挙区1人の小選挙区制であり、多くの死に票が出るというデメリットがあります。本町にはなじまない選挙制度だと思えます。東庄町が4カ町村の合併により誕生した町であり、合併の精神からすれば、それぞれの地区の代表として選出されること

は大変重要なことだと思えます。町では行政協力員の会議を開きいろいろと話を伺っているようですが、各区を重んじているということは大変いいことだと思えます。各区を大事に考えているのであれば、この選挙区割についても考えてもらってもいいのではないかと思います。町の考えをお伺いいたします。

次に、町道の整備についてお伺いします。

1・2級町道の整備について。1・2級町道の整備は、現在の車社会において町としても重要な政策課題だと思えます。町道の整備は住民の願いでもあります。救急車両等のすれ違いができない危険な場所もあります。こういうところは一刻も早く整備をしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。1・2級町道の整備状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。また、その他の町道についてもお伺いいたします。

2番目に整備の優先順位についてお尋ねします。町の道路予算も大幅に削減されている中、場所を決めていくのも大変な作業だと思えます。整備の優先順位を決めるに当たり、どのような基準で行っているのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。2回目は自席にて行います。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、私の方から質問要旨1点目の議会議員選挙制度についてということで、議会議員選挙の経緯についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず昭和30年7月20日に1町3村が合併しまして東庄町が誕生したわけでございます。同年10月24日の第4回議会臨時会で東庄町議会議員選挙区及び選挙区定数条例が可決成立しまして、同年11月20日に執行された第1回議会議員選挙から昭和42年11月25日に執行された第4回の町議会議員選挙まで、旧町村を単位とします4選挙区で議員選挙の方が行われております。その後、昭和44年12月19日の町議会におきまして、東庄町議会議員選挙区及び選挙区定数条例を廃止する条例が可決成立しまして、昭和46年11月14日に執行された議会議員選挙から4選挙区が一つになり、現在に至っております。

次に、地区ごとの選挙区割についてでございますけれども、公職選挙法では政令指定都市以外の市町村の議会議員選挙については、原則として選挙区を設けないでそ

の地域の全部を一つの区域として選挙を行うものであり、特に必要があるときは条例で選挙区を設けることができるとされております。ここで、「特に必要があるとき」というのは、例えば町村合併等で区域が広大となったこと等が考えられますけれども、本町の場合はこうした事情には当てはまらないものと考えております。

以上、選挙の経緯、区割等については私の方からの答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、高木議員からの2項目めの質問事項の町道整備についてお答えいたします。

町道につきましては、国県道を結ぶ1級町道と集落間を結ぶ2級町道を幹線道路として、また集落内の道路をその他の一般町道として区別しております。これは町議会の議決により認定しております。

町道の整備状況についてでございますが、決算時に参考資料として毎年報告しておりますが、平成24年4月1日現在の数値は全体で587路線、実延長290キロメートル、改良率77.8%、舗装率73.9%となっています。この改良率は道路台帳の数値でございまして、幅員が4メートル以上を改良済みとしております。内訳としましては、1・2級町道が19路線、実延長39キロメートル、改良率99.3%、舗装率100%となっています。その他の一般町道は568路線、実延長251キロメートル、改良率74.5%、舗装率69.9%となっています。いまだ未改良の延長が64キロメートル、未舗装の延長が76キロメートル残っている状況でございます。

なお、幹線1・2級町道につきましては、センターラインの引ける6.5メートル以上の道路整備を目指してございまして、その整備率は19.6%と低い数字になっており、6メートル以上の整備率でも46.2%といまだ半分以下の数字となっております。

次に、整備の優先順位についてでございますが、正式な基準を設けているわけではございませんが、議会への請願・陳情や町長への陳情があったところから優先して改良工事や排水整備を進めております。また、幹線道路など緊急性があり、事業

効果の高い箇所につきましてはこれと並行して整備を進めております。ただ、実際には用地取得が困難だったり、工事そのものへの反対などがあり何年も工事に着手できないところもあるのが現状でございます。議会へは毎年請願・陳情の経過状況を報告しているところでございます。

今後も予算と事業効果を勘案しながら、地元役員や住民の方々の協力を得て道路整備を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

8 番。

8 番（高木武男君）

それでは、2 回目の質問をさせていただきます。

1・2 級町道の整備について、ただいまセンターラインの引ける道路の整備率は 20% 以下、幅員 6 メートル以上の道路整備率でも 50% 以下とのことでした。本町の道路整備は本当におくれていると思えました。町の幹線道路でもある 1・2 級町道の整備は大変重要な課題です。納税者の要望でもあります。幅員の狭い危険な道路や通学路は優先的に整備されるよう望みます。

以上で質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

答弁はよろしいですか。

8 番（高木武男君）

コメントがあればひとつお願いします。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

今後とも努力してまいりたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

ご苦労さまでした。

(午前 11時39分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

議長(鎌形寿一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番、大網正敏君。

2番(大網正敏君)

2番、大網、お昼から1番バッターでやらせてもらいますので、おなかいっぱいなので元気よく質問させていただきます。

町制60周年に向けて。

我が町は昭和30年、1955年に笹川・神代・橘・東城が合併して東庄町が誕生いたしました。それから58年が過ぎ、あと2年で町制60周年を迎えます。60周年とは人間で例えると還暦に当たります。還暦と言えば「再び生まれ変わる」と言われている大切な節目です。我が東庄町は10年ごとにイベントが行われてきましたが、そのイベントは町が企画した10年式典がほとんどでした。したがって、60周年を迎えるに当たって官民一体となった町民全体がお祝いできるような町制施行60周年事業で、町民が東庄町を愛し、東庄町をつくっていく喜びを感じられる60周年事業を行ってほしいと考えております。

そこで、お伺いいたします。町はどのように計画しているのか教えてください。

続きまして、笹川駅南側の開発についてお伺いいたします。

まず町道の整備についてお伺いいたします。昭和47年に東庄町都市計画審議会において、笹川駅南地区を土地区画整理事業により整備するとの答申がなされ、その後関係地権者による土地区画整理事業準備委員会が成立されました。本事業においても協議が行われてきましたが、地価の下落、人口の減少による需要の低下等により事業の成立が困難な状況となり、平成11年に準備委員会が解散となっております。

以上の経過がありました。この地区は計画がなされてから40年以上たっており、ぼつぼつと家が建ってきております。このまま放置していくと、今後道路整備をする段階で困難になってしまうかもしれません。また、町道が整備されると、駅に近い立地条件もよく家が建ちやすくなるのではないのでしょうか。また人口の流出も防

げると思います。

そこで今町道整備を望みますが、町はどのようにお考えなのかお聞かせください。

続きまして、水道の整備と消火栓についてお伺いいたします。笹川駅の南西側変電所付近、民家数軒には水道が引かれておりません。したがって、夏になると地下水が湧水するというのを聞いております。また消火栓がないことにより、火事など起きると消火活動ができません。このような地区が我が町では何カ所かあるようです。安心・安全を考えると、ぜひ消火栓の整備をお願いしたいと思います。

そこでお聞きいたします。町ではどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

以上、3点をお伺いしますので、よろしくお伺いいたします。次回から自席にて質問します。どうぞよろしくお伺いします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、私の方からまず1点目の町制施行60周年に向けての何かイベント的なものの考えはということでございますので、お答えしたいと思います。

議員の方からも説明があったとおり、東庄町は昭和30年に1町3村が合併し町の歴史が始まっております。平成27年、2015年にちょうど60周年を迎えることとなります。近いところでは40周年、平成7年のときには記念の花火大会を桁沼耕地の田んぼの中で行い、50周年、平成17年のときはその年から今の庁舎へ移転をした年でありましたので、庁舎のお披露目を兼ねて式典等を行っております。

考え方としましては、東庄町誕生60周年を町民とともにお祝いできればと考えております。そういった意味では、何か記念になる事業、記憶に残る事業など考え方はいろいろあるかと思えます。お祝いの雰囲気醸成することも大事なことだと考えております。

いずれにいたしましても、ことしの段階では具体的な方向性や中身までは検討はしていないというのが実情でございます。今後方向性を考える中で、官民共同の企画や、アイデアの募集などを含めまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上で、私の答弁とさせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、大網議員さんの2項目めの質問事項の笹川駅南側の開発についてお答えいたします。

まず町道の整備についてでございますが、当地域は地盤が低く有効な排水先がなく、大雨が降ると道路が冠水している状況でございます。今後、土地区画整理事業の中止に伴い、未整備となっていた排水整備計画を土地改良区や千葉県など関係機関と協議しながら、地域住民の要望等により町道整備を進めたいと思います。

次に、水道の整備と消火栓についてでございますが、大網議員のご指摘の地域の民家数軒については、町配水管がないため地下水を使用しております。この地区への給水管の引き込みにつきましては、JRの線路の下を超える方法と笹川駅南側にある給水管を延長する方法の2通りが考えられます。どちらの方法も工法が難しく、また延長が長いため相当の経費が見込まれます。

また、消火栓につきましても配水管が埋設されていないため設置されておられませんので、このような地域を今後どのようにするのか、検討課題とさせていただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

2番。

2番（大網正敏君）

町制60周年でお伺いしますが、お願いいたします。

町制60周年に向けて先ほどお答えいただきました。確かに町民一体となって東庄町を考え、そしてまた東庄町のために、東庄町をよくするためということを考えながら開く運営委員会等をつくってもらい、なるべく早くつくってもらって、なるべく長い間計画を立てられるような形をとってもらいたいと思います。つけ焼き刃みたいな形ではなく、ゆっくりと考えた町制60周年の事業を考えてもらいたいと考えております。

続きまして、南側の町道なんですが、これはなかなか難しいとは思いますが、先ほど言ったとおり計画が立ってから40年も過ぎておりますので、なるべく早く整

備してもらいたいと考えております。

続きまして、消火栓はやはり難しいと思いますが、せめて防火槽ですか、その整備等をお願いしまして、万が一のときの火事とか、そういうときにはすぐ消化できるような水が必要だと思imasるので、ぜひ水難民になってもらいたくありませんので、そこら辺も考えながらお願いしたいと思imas。

以上、3点質問をいたしました。私からは要望という形になってしまいますけれども、これで要望を終わりにさせてもらって、一般質問は終わりにさせてもらいます。

議長（鎌形寿一君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

次に、4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

4番、花香孝彦です。議長のお許しをいただきましたので、質問事項、北ルートの重要性について、要旨、北ルートの要請状況及び現状・完成予定について伺わせていただきます。

前回は昨年9月定例会に一般質問、人口減少の対策についてを質問させていただきました。その中の一つの提案としてインフラ整備宣言、早期の北ルート開通を提案させていただきました。その北ルートに重点を起きまして、今回は質問をさせていただきます。

交通のインフラ網と言えばJR、私鉄、高速バス、路線バス、町内巡回バス、タクシーなどあると思imasますが、東庄町の交通インフラ網は選択肢が限られ、個人個人が所有する自動車に頼らざるを得ない現状にあると思imas。その道路でさえ、主要都市への交通網の整備がおくれ、カーブが多い道が多く、東庄町を通り旭へ向かうと迷子になると言われる方もいるくらい当町の道路網はわかりにくい道路網となっています。また、近隣市町村のインフラ整備、道路網は、香取市、多古町、神崎町などに高速道路、圏央道の整備も着々と進んでおり、銚子までの高速連絡道路が予定され、東庄町が道路網整備のおくれた町となってしまうのではないかと危惧いたしてあります。

経済を発展させるには、初期効果の高い道路網整備こそが強い経済を支える地域を活性化させる手段としては最良の近道であり、将来の東庄町を考える上で主要道

路の整備は必ず必要であると考え、北ルートの整備を1年でも早く完成させることが重要な政策と考えます。

北ルートの国や千葉県への要請・要望状況、平成24年度より第5次総合計画後期基本計画が始まっており、1章2節の施策1、広域幹線道路網の整備にて、「国道356号バイパス、北ルート、南ルートの早期開通のため、周辺自治体と連携を図りながら国や県に対して継続的に要請していきます。」と明記されております。今年度に入って後期計画が始まってから、北ルートについて国や県にどのような形で要請しているのか、また本事業は千葉県の事業となり昭和60年から当事業が始まっていますが、参考までに現状の事業及び用地買収進捗状況について、今後の事業の見通しについて伺わせていただきます。

以上、2回目の質問は自席より行わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、花香議員からの質問の北ルートの早期完成のための要請状況についてお答えいたします。

北ルートにつきましては、一般県道下総橋停車場東城線の県道バイパス整備事業ですので、千葉県に早期完成を要望しているところでございます。ただ、北ルートの整備は国道356号バイパスや、県道成田小見川鹿島港線整備促進のように、幾つもの市や町にまたがる路線でないため、東庄町単独で要望しているところでございます。毎年開催される香取土木事務所管内の市町村別調整会議やその他の会議、あるいは機会があるたびに早期完成を要望しています。また用地買収の交渉や自治会との折衝等については、町として土木事務所のお手伝いをして少しでも早く事業が進むように努力しているところでございます。

次に、北ルートの現在の事業進捗状況と今後の見通しでございますが、平成24年度につきましては、橋小学校付近の約280メートルの改良工事と町道0104号線、これは東庄病院方面に向かう道でございますけれども、そこに新しくできる交差点がございますが、そこから橋小学校方面に約180メートルの改良工事を実施しているところでございます。また、引き続き今後国の緊急経済対策補正予算の補助金を利用して、その病院に向かう町道0104号線との新規交差点の改良工事

を実施するとのことでございます。

現在の用地買収の状況につきましては、今年度新たに4筆の用地買収ができたことにより、土木事務所よりいただいた資料によりますと、用地買収進捗率は98.4%になっているところでございます。

来年度25年度につきましては、町道0104号線、病院に向かう道と橘小学校の間で未施工区間、工事がまだやっていない区間が220メートルほどございますので、その改良工事を中心に工事を実施しまして、平成25年度末には町道0104号線にまで開通させると土木事務所より聞いているところでございます。

また26年度以降につきましては、国道356号と病院に向かう道までの坂道とございますが、JRを超える区間の事業を進めることになりませうけれども、この区間は設計後、期間が大分経過しまして、その間に道路関係の基準や指針が改正されておりまして、設計の変更を検討するとのことでございます。その設計の変更を検討することにより、道路勾配や構造物に変更が生じることが予想されますので、場合によっては道路用地の追加買収が必要になるおそれがあるとのことでございます。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

4番。

4番（花香孝彦君）

ありがとうございます。現状や要請状況がわかりました。用地買収98.4%、前回の議事録等から拝見させていただき数値から見ますと進んでいると思います。

道路網のインフラ整備は近隣市町村との距離、時間がより近く、より早くなると考えています。通勤可能な地域が広くなり買い物や観光なども便利になり、他の市町村で公共施設も利用させていただきことも考え、経済圏が広がることは住民の福祉向上と言えるのではないのでしょうか。

ある資料から北ルート of 用地取得金額は10年以上も滞留しているというデータを拝見させていただきました。その金額は2億円以上と明記されており、滞留していることにより損失分となる利息を考えると、当時の金利から毎年何百万にもなっていたと思います。また、早期開通していれば、その間の経済効果を考えれば多くの事業所や工場が東庄町に来てくれた可能性、東庄町の工業団地の誘致率の高さから、まだまだ多くの企業が東庄町に工場をつくりたいと考えていただいたのではな

いでしょうか。この町には余裕のある大きな予算があるわけではございませんが、その損失分を考え、1年でも早く整備することができたのであれば、専属の町の担当職員を1人配置しても無駄ではなかったと思います。

北ルート一本で30年近くかかってしまうことを考えると、その次の道路、その次の道路の計画が準備されているのかを伺わせていただきます。北ルート完成後の町道整備、大きな幹線道路は整備予定があるのでしょうか。旭市へ抜ける幹線道路も必要と考えております。

次に、町議会議員の間でも国・県へ北ルートの早期開通の要望提出の話も出るほど、北ルートについては議員全員の一致といってもよいくらい必ず進めなくてはならない課題だと認識しております。町長も同じような考えをお持ちかと思いますが、千葉県町村会において、県への要望として「千葉県東総地域と鹿島臨海工業地帯を結ぶ経済効果の大きい道路であり、早期完成を要望、振興上極めて重要な事項」と要望されております。

北ルートとは何なのか、この道が開通することにより、多くの経済効果と多くの問題点が解消されると思います。町長の見解どおり経済効果が十分あると思われま。地域経済、工業団地の活性化、企業の進出や流通コストの削減が見込まれます。東総有料道路へのアクセスの向上、南ルートとセットで整備されれば成田空港に近くなり、工業、農業などの出荷物の鮮度が付加価値を生み出すかと思われま。渋滞解消、交通安全問題として1年前に一般質問をさせていただきました利根川河口堰の渋滞解消や、石出交差点の回避ルートとして羽計台を裏道として通過する危険車両の問題解消、次に病院へのアクセス向上、東庄病院への道が明確になり利用者数がふえると考えま。

最後に、昨年9月に質問させていただきました人口減少対策にも効果があると考えま。前回、人口減少対策についての一般質問の中でのインフラ整備宣言、早期北ルート開通宣言の提案によって政策の変更がなされたのか、北ルートへの取り組みに変化、進展があったのか伺わせていただきます。

北ルートの早急な整備こそが経済、交通安全、病院、人口、この町の発展に将来大きく影響いたしま。県の事業ではありますが、町の各課への施策に大きく影響する重要な幹線道路です。今挙げさせていただきました以外に、北ルートが完成することによりどのような波及効果が期待できるのか、また大きな予算の必要な公共

事業の北ルートは不要だという反対意見を払拭させ、説明ができるような北ルートが完成した後の将来像を伺わせていただければと思います。

以上、2回目の質問を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、質問の北ルート完成後の町道整備、幹線道路の整備予定があるのか、また旭市方面に抜ける幹線道路が必要ではないかとの質問にお答えいたします。

北ルートとは別に、現在県道多古笹本線から県道銚子海上線につながる広域農道整備事業を同じく千葉県機関である海匠農業事務所が事業を実施しております。本路線は一部東庄町が事業を実施した箇所以外は、基本的に農道事業のため歩道は整備されていませんが、片側車道幅員3メートルで路肩が1メートルあり、全幅で8メートルになる道路でございます。また、大型車の交通量も県道と同等にあると想定して整備しているため、開通後は旭市や銚子市方面へつながる幹線道路となります。こちらにつきましては、東庄町から旭市、銚子市にまたがる道路になることから2市1町により、東総台地地区広域営農団地農道建設促進協議会を設けて、千葉県に整備促進を要望しているところでございます。

また、町では現在工業団地と県道多古笹本線、並びに広域農道につながる路線として町道0103号線の学校給食センター入り口交差点から県道多古笹本線交差点までの間を、歩道含みで全幅約11メートルの道路に整備する事業を進めているところでございます。こちらにつきましても、早期完成するように今後も努力していく所存でございます。

次に、北ルートの早期開通に対する取り組みと北ルートが完成することによる波及効果、並びに完成後の将来像についてでございますが、花香議員が言われるとおり、将来北ルートが全線開通したときは鹿島工業地帯への交通の利便性が向上し、町の活性化や経済対策、並びに人口減少対策にも大変寄与するものと思います。インフラ整備の重要性は十分認識しておりますので、今後とも千葉県に早期開通を要望していくとともに、少しでも開通が早まるように町としても取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

4番。

4番（花香孝彦君）

北ルートの完成後の道路網の計画、わかりました。ありがとうございます。また、前回の一般質問の結果が少しでも前進したことがわかり、ありがとうございます。一日でも早い北ルート開通をお願いいたします。

将来像について、私は北ルートの完成後の将来像の提案として一つ提案させていただければと思います。北ルートの最高地点に利根川の河口堰が見渡せる展望タワーのような施設をつくり、利根川の景色を楽しめるような場所、夜には夜景スポット的な人の集まるような場所、また病院に近く避難施設も兼ねさせた道の駅や、朝市的な野菜の産直販売所のような施設ができれば神栖側からも観光客が集まるのではないかと考えています。

東庄町から見渡せる景色はとてもすばらしくきれいだと思います。東庄病院から見渡せる景色、大利根の大自然、森と水に囲まれた東庄町の魅力を伝えられる場所を北ルートと同時に進められたら、反対的な考えも払拭できるのではないかと考えております。公共事業のハード面、用途、運用によるソフト面も同時に考えることで、わかりやすく説明ができると思っています。

北ルートを経済活動の活性化と考えるならば、議員としての活動の一環として早期開通を目指し、行政と議会が切磋琢磨し、できることから今すぐにでも進めていかなければいけないと思います。町民の福祉向上のまちづくりこそが使命だと思っています。北ルートの促進、その他新橋の建設計画も含め、総合計画に表記するだけでなく、強い経済をつくるための政策、東庄町の将来は北ルートの早期開通にかかっていると認識いただきたい。

提案としてお願いいたし終わらせていただきますが、今は北ルートを最優先に取り組まなければならない東庄町の最重要課題だといま一度考えていただきたいと思っています。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で、花香孝彦君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第6、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

ここで教育長、小澤茂君の退席を求めます。

(教育長 小澤 茂君 退席)

議長(鎌形寿一君)

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま議題となりました同意第2号、教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

現教育委員の小澤茂氏の任期がこの4月1日で満了となります。適任者であると考え、再任の提案をさせていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第2号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから同意第2号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

ここで、教育長、小澤茂君は入場してください。

(教育長 小澤 茂君 着席)

議長(鎌形寿一君)

日程第 7、議案第 1 号、東庄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて、及び日程第 8、議案第 2 号、東庄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて、以上、2 案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

ただいま一括議題となりました議案第 1 号及び第 2 号の提案理由を申し上げます。

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図る目的で制定された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「地域主権一括法」の施行により、介護保険法などの関係法律が改正されたことにより、地方自治体は条例の新規制定や一部改正を行う必要が生じました。

議案第 1 号及び第 2 号は介護保険法の改正に伴い、これまで厚生労働省令で定められていました指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの人員基準、設備基準、運営基準等を新たに町の条例で定めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(林 敏行君)

説明に入ります前に、本日別冊で参考資料議案第 1 号、議案第 2 号を同時に配付させていただいております。説明の補足資料でございます。資料の左側に町の条例案、右側に関係法律並びに説明書きを記載しておりますので、説明中あるいは後ほどご確認をいただければと存じます。

それでは、議案書の方では 4 ページでございます。議案第 1 号、東庄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定す

ることについて、内容をご説明申し上げます。

この条例は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による介護保険法の一部改正に伴いまして、これまで厚生労働省令で定めていました介護度で、要介護1から5の認定を受けた方が利用されます地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等については町の条例で定めると制定されたことに基づき、制定しようとするものでございます。

条例の制定に当たっては法令上「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」という三つの基準がございます。町としましては「従うべき基準」または「標準」とされている基準については、現行の厚生労働省令の基準と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、町条例においては現行の厚生労働省令の基準のとおり規定するものとしたしました。また「参酌すべき基準」とされているものについては、基本的に現行の省令基準で適正なサービスの運営が可能と判断されることから、一部の事項のみを町独自の基準として条例で定めることとしまして、本日ご提案をさせていただくものでございます。

なお、現在の省令である「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号)」につきましては、本日参考資料としての配付をしてございませんので、ご了承を賜りたいと存じます。

ちなみに、省令の中身につきましては第1章に総則がうたわれ、第1章の2、定期巡回・随時対応型訪問介護看護から第8章の複合型サービスに至るまで八つのサービスごとに基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準について規定されているものでございます。

それでは、町の条例案について条文を追ってご説明をいたします。お手数ですが、参考資料の1ページからをござんいただきたいと存じます。

第1条には、本条例の趣旨をうたっております。

第2条では、指定地域密着型介護老人福祉施設、小規模の特別養護老人ホームでございますが、本町では竜神苑が該当いたします。その入所定員の数をこれまでどおり、29人以下と定めるものでございます。

参考資料の2ページでございます。第3条、指定地域密着型サービス事業者の指定を受けることができる者としまして、現行と同じく法人とする規定でございます。

参考資料3ページでございます。第4条、指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準でございますが、前半の記述につきましては次の第5条から第7条に掲げているものを除きまして、現行の省令基準をそのまま引用し、そこに次の第5条から第7条の規定を加えまして、町の基準とするものでございます。

後半「この場合において」以降につきましては、第5条から第7条に掲げるものを除いて、ここに記載されております省令の各条の第1項に記録について「整備しておかなければ」とあるのを、本条例では「整備し、従業者に関する記録のうち従業者の勤務体制についての記録及び会計に関する記録のうち介護報酬を請求するために審査支払機関に提出した書類をその完結の日から五年間保存しなければ」と新たに書き加えるとともに、続いて連ねてございます省令の各条第2項において、利用者へのサービスの提供に関して各号で列記されている記録につきましては、保存期間を「二年間」から「五年間」に改めるというものでございます。

参考資料5ページでございます。第5条は指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、これは介護付きの有料老人ホームですとか、養護老人ホームなどで本町に該当事業者はございません。

第1項の入浴機会の提供について、省令基準では「1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。」とされておりますが、本条例ではこれを「1週間に2回以上、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。」としまして、ただし書きで「やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。」ことを規定いたしました。

第2項では排せつに関する規定でございますが、本条例では省令基準に後段の「この場合において、特に異性（介護職員及び看護職員を除く。）から見られることがないように配慮するものとする。」の一文を加えております。

第6条第1項は指定地域密着型介護老人福祉施設、こちら本町には現在該当施設はございません。この施設における一つの居室の定員について、本条例では4人以下とするものでございます。

参考資料6ページでございます。第2項、入浴機会の提供の規定と、第3項、排せつに関する規定の内容については第5条と同様でございます。

参考資料7ページでございます。第7条、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設、これは居室が個室ユニットになっている小規模の特別養護老人ホームで、

本町では竜神苑が該当いたします。

第1項、入浴機会の提供の規定、第2項、排せつに関する規定の内容については第5条と同様でございます。

第8条は区域外の事業所の特例でありまして、東庄町の区域外にある指定事業所については、町長が必要と認めるときは、その事業所が設置される市町村又は特別区が条例で定める基準等を東庄町の基準等として適用することができることの規定でございます。

参考資料8ページでございます。附則の第1項については施行期日の規定で、平成25年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項と第3項についてはいわゆる検討条項でありまして、第2項では省令の規定が改正されたときの検討、措置を義務づけております。また、第3項では町の状況を踏まえ、随時の検討と措置を努力義務としております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

続いて、議案書では8ページでございます。参考資料では9ページとなります。議案第2号、東庄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについてでございます。

この条例は介護度で要支援1と2の認定を受けた方が利用される地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等について制定をしようとするものでございます。

この条例の経緯あるいは町の考え方につきましては、議案第1号で申し上げたことと同様でございますので、説明を省略させていただきます。なお、現在の省令であります「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十六号）」につきましては、本日参考資料として配付をしてございませんので、ご了承を賜りたいと存じます。

ちなみに、省令の中身につきましては第1章に総則がうたわれ、第2章、介護予防認知症対応型通所介護、第3章、介護予防小規模多機能型居宅介護、第4章、介護予防認知症対応型共同生活介護、この三つのサービスごとに基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について規定されているものでございます。

それでは、町条例案について条文を追ってご説明を申し上げます。参考資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

第1条には、本条例の趣旨をうたっております。

第2条、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けることができる者とし、現行と同じく法人とする規定でございます。

参考資料10ページでございます。第3条、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準ですが、前半の記述については現行の省令基準をそのまま引用し、町の基準とするものでございます。

参考資料の11ページになります。後半「この場合において」以降については、ここに連ねております省令の各条の第1項に記録を「整備しておかなければ」とあるのを、本条例では「整備し、従業者に関する記録のうち従業者の勤務体制についての記録及び会計に関する記録のうち介護報酬を請求するために審査支払機関に提出した書類をその完結の日から五年間保存しなければ」と新たに書き加えるとともに、続いて連ねてございます省令の各条第2項において、利用者へのサービスの提供に関して各号で列記されている記録については、保存期間を「二年間」から「五年間」に改めるものでございます。

参考資料12ページをお開きいただきたいと思います。第4条は、区域外の事業所の特例でありまして、東庄町の区域外にある指定事業所については、町長が必要と認めるときは、その事業所が設置されている市町村又は特別区が条例で定める基準等を東庄町の基準等として適用することができることの規定でございます。

次に、附則の第1項については施行期日の規定で、平成25年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項、第3項についてはいわゆる検討条項で、第2項では省令の規定が改正されたときの検討、措置を義務づけております。また、第3項では町の状況を踏まえ、随時の検討と措置を努力義務としております。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第1号、東庄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、東庄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第3号、東庄町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例を制定することについて、及び日程第10、議案第4号、東庄町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例を制定することについて、以上、2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

ただいま一括議案となりました議案第3号及び議案第4号の提案理由を申し上げます。

議案第3号及び第4号は、議案第1号及び第2号と同様に「地域主権一括法」の施行により、道路法が改正されたことに伴い、これまで国の政令で定められていました町道の構造基準や省令で定められていました町道の道路標識の寸法などについて、新たに町の条例で定めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、議案第3号及び議案第4号についてご説明申し上げます。

まず議案第3号でございますが、東庄町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例についてご説明申し上げます。

本件につきましては「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、以後「第1次一括法」と申し上げますが、それにより道路法第30条が改正され、これまで道路法第30条の規定による「道路構造令」で定められておりました町道の構造の技術的基準について条例で規定することが必要になり、制定するものでございます。

議案書11ページをごらんいただきたいと思います。

内容としましては、第1条で条例の趣旨を述べておりました、第2条で町道の構造の技術的基準について、道路法第30条の規定による「道路構造令」を基準とすることを定めるものでございます。

この内容につきましては、改正後の道路法で「道路構造令」の基準を参酌して条例で定めるよう規定されております。東庄町においては独自基準を設けず、従来どおり「道路構造令」の市町村道に係る部分を基準といたく定めるものでございます。

続きまして、議案第4号、東庄町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例についてご説明申し上げます。

本件につきましても「第1次一括法」により道路法第45条が改正され、これま

で道路法第45条の規定による「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」で定められていた町道に設ける案内標識等の寸法について条例で規定することが必要になり、制定するものでございます。

議案書13ページをごらんいただきたいと思います。

内容としましては、第1条で条例の趣旨を述べておりまして、第2条で町道に設ける案内標識等の寸法について、道路法第45条の規定による「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」を基準とすることを定めるものでございます。

この内容につきましては、改正後の道路法で「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の基準を参酌して条例で定めるよう規定されております。東庄町においても独自基準を設けず、従来どおりの基準といたしたく定めるものでございます。

以上、議案第3号及び議案第4号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第3号、東庄町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、東庄町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第5号、東庄町営土地改良事業の経費の賦課に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第5号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても「地域主権一括法」の施行によるもので、同法の施行により土地改良法が改正されたことに伴い、土地改良事業の経費の賦課に関する条例の所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(金島正好君)

それでは、議案第5号、東庄町営土地改良事業の経費の賦課に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、内容をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案の参考資料1ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましても、一括法により土地改良法が改正されたことに伴い、町の条例で引用しております土地改良法の条項を改める必要が生じたため、該当する部分を改正するものでございます。

第1条の改正は、「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改めるものでございます。あわせて、地方自治法の法律番号を加えております。

次に、第5条の改正は、第1条と同じく「第96条の4」を「第96条の4第1項」とし、「第49条」を「第88条第1項」に改めるものでございます。

今回の改正は引用条項の改正でございますので、制度の中身につきましては変更ありません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第5号、東庄町営土地改良事業の経費の賦課に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第6号、東庄町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第6号、東庄町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の制定に伴い、政府対策本部による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに、直ちに町に設置が義務づけられている新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。原案のとおり、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、議案書の17ページをお開きいただきたいと存じます。

平成24年5月11日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が公布されました。この法律に基づき、政府対策本部による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは今後策定する町の行動計画に定めるところによりまして、直ちに東庄町新型インフルエンザ等対策本部を設置することが義務づけられておりまして、町対策本部に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものでございます。

第1条では、この条例の目的をうたっておりまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条で準用する第26条の規定に基づき、東庄町新型インフルエンザ等対策本部に関して必要な事項を定めるものでございます。

ちなみに、特別措置法の第26条を第37条で読み替えますと、町の対策本部に関し必要な事項は町の条例で定めるとされるものでございます。

第2条、組織においては第1項で本部長の、第2項で副本部長、第3項で本部員についてそれぞれの役割を規定しております。さらに、第4項では、対策本部に必要な職員を置くことができることとし、その任命に当たっては第5項で、町の職員のうちから、町長が任命することを規定しております。

なお、特別措置法第35条には市町村対策本部の組織としまして、第1項で対策本部長は市町村長が充てられ、第2項では本部員に副市町村長、市町村教育委員会

の教育長などが充てられる旨等が規定されております。

第3条は、会議に関する規定で、第1項で対策本部の招集については必要に応じて町長が招集することとし、第2項で国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときに、その出席者に意見を求めることができることを規定しております。

第4条は、対策本部に部を置く場合に必要な事項を規定しております。

第5条は、雑則でその他対策本部に必要な事項については、本部長が定めると規定しております。

その下の附則についてですが、施行期日の規定で「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行の日からとするものでございます。

なお、特別措置法の施行期日については公布の日が平成24年5月11日でございますが、それから起算しまして1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第6号、東庄町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。午後 2 時 3 0 分に再開いたします。

(午後 2 時 1 2 分 休憩)

(午後 2 時 3 0 分 再開)

議長(鎌形寿一君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第 13、議案第 7 号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第 7 号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

議案第 7 号は職員の兼務に関して、町長事務部局の職員と他の機関の職員を兼務させることができる規定を他の機関同士でも兼務できるように改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

総務課長。

総務課長(五十嵐秀司君)

それでは、議案第 7 号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについての内容を説明させていただきます。

参考資料の 2 ページをお願いいたします。

第 2 条第 1 項では、各部局の職員定数が定められており、第 2 項では町長事務部局の職員が他の部局の職員を兼務できる規定となっております。これをどの部局の間でも、任命権者の協議により職員の兼任ができるよう改正するものでございます。

これによりまして、さらなる効率的な人事配置が可能となります。具体的には監

査委員事務局を議会事務局職員が兼務すること等が可能となります。

以上で説明の方を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第7号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第8号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第8号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本案は、町長、副町長、教育長の給料月額についての減額措置を再度延長するも

のでございます。町長、副町長及び教育長の給料につきましては、平成17年4月から町長20%、副町長15%、教育長10%の減額措置をしており、本年3月まで更新してまいりました。このたび、この減額措置を平成25年4月から26年3月まで延長すべく、条例の改正を行うものでございます。

なお、それぞれの給料月額につきましては、町長が78万5,000円から62万8,000円、15万7,000円の減。副町長が64万4,000円から54万7,400円、9万6,600円の減。教育長が56万5,000円から50万8,500円、5万6,500円の減額となります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第8号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第9号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第9号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本案は、病院に勤務する医師の宅直手当の額について、近隣類似団体を参考に引き上げ改定することにより医師の処遇の改善と、さらには病院医師の確保を図ろうとするものを軸とする改正となっております。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、議案第9号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明をいたします。

参考資料の4ページをお願いいたします。

本改正案は、別表第5の宅直手当の支給額についてでございます。現行では午前8時30分から午後5時15分までの待機一回は2万円、午後0時30分から午後5時15分までの待機一回が1万円、午後5時15分から午前8時30分までの待機一回が2万円となっているものをそれぞれ3万円、1万5,000円、3万円に改正する内容となっております。

医師の宅直手当は医師が診療時間外の緊急診療に対処するため、自宅待機を命じられ待機したときに支給される手当であり、額については近隣国保病院等の手当と比較すると一番低い額となっております。また、医師1人当たりの回数が非常に多く、精神的及び肉体的にもかなりの負担になっております。先ほど町長の提案理由にもありましたように、医師確保のための観点からも改善が必要であると判断し、近隣類似団体を参考に引き上げ改定を行おうとするものでございます。

よろしくご審議の方をお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第9号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第10号、平成24年度東庄町一般会計補正予算(第5号)から、日程第18、議案第12号、平成24年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)まで、以上、3案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました、平成24年度東庄町一般会計補正予算(第5号)から平成24年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)まで、3会計の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

最初に、議案第10号、平成24年度東庄町一般会計補正予算(第5号)について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,562万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億232万2,000円とするものでございます。

また第2表、繰越明許費で地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めております。

次に、第3表、地方債補正で新たに町道整備事業にかかわる起債を追加しております。

主な内容でございますが、福祉関係で障害者の自立支援給付費の増、放課後児童健全育成事業の増額分を計上しております。

次に、環境関係では住宅用太陽光発電設備設置補助金について追加補正を行います。なお、補助金の財源に昨年11月に行われました山本譲二さんの復興支援ディナーショーからの寄附金を活用させていただくものであります。

次に、衛生関係では、昨年12月から子ども医療費の助成を中学生3年生まで無料化したことにより、給付費の増額分を計上いたしております。

次に、土木関係でございますが、国の緊急経済対策にかかわる補正予算による道路点検委託料及び舗装修繕工事の事業費となっております。

同じく国の補正予算にかかわるもので、教育関係では小・中6校の理科教材の購入費を計上しております。

次に、積立金といたしましてふるさと応援基金にご寄附をいただいた寄附金を積み立てるものであります。

次に、歳入のみの計上ですが、災害見舞金等の震災復興事業の財源とするため東日本大震災復興基金から繰り入れを行います。

なお、歳入につきましては歳出に伴う国・県補助金や給付金、及び起債を補正し、歳入が歳出に不足する分につきましては繰越金を補正いたします。

以上、一般会計について申し上げます。

次に、議案第11号、平成24年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,424万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,826万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、平成23年度分国・県負担金の精算に伴う返還金と診療報酬支払準備基金積立金について補正するものでございます。

最後に、議案第12号、平成24年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ125万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,223万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳出において介護認定ソフトの改訂に伴う電算システムの改修費分の増、地域支援事業費の過年度返還金分の増をそれぞれ補正するものでございます。なお、財源といたしましては、国の補助金をもって充て、なお、不足する額につきましては前年度繰越金より充当するものでございます。

以上、議案第10号から議案第12号までの提案理由を申し上げます。詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

総務課長。

総務課長(五十嵐秀司君)

それでは、平成24年度東庄町一般会計補正予算(第5号)の内容について、説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,562万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億232万2,000円とするものでございます。

まず歳出の方からご説明を申し上げます。議案書の33ページをお願いいたします。

なお、歳出予算中補正金額がなく、説明欄に財源振替と記載されている事項につきましては、歳入予算補正のみによる財源振替となりますので、次の歳入予算においてご説明をいたします。

まず2款・総務費、2項・徴税费、1目・税務総務費で時間外勤務手当27万円でございますが、家屋の評価事務や償却資産の修正申告に対応するため、随時に発生いたしました事務処理にかかる時間外等でございます。

次に、3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費で、自立支援給

付費の317万8,000円は、障害児施設の給付費の増によるもので国・県の補助がございました。

続いて、2項・児童福祉費、4目・児童福祉施設費では、13節・委託料と15節・工事請負費が学童保育にかかる補正となっております。当初予算で13節にエアコン設置工事を計上していましたが、県の指導により15節の工事請負費に移動し、さらに13節の委託料で事業委託料の不足する額163万2,000円を計上いたしました。このため、13節・委託料では差し引きでマイナスの111万7,000円となっております。次の19節では障害児保育事業補助金で、対象者の増による35万円を補正しております。

次に、4款・衛生費、1項・保健衛生費、2目・予防費では、県補助金を活用しました知能検査用備品購入費で11万7,000円となっております。同じく3目・環境衛生費では、鹿野戸区の危険物置き場改善工事費に対する補助金12万5,000円で、事業費の2分の1を町で補助いたします。また、住宅用太陽光発電設備設置補助金で160万円は、今回の追加補正により4万円掛ける4キロワットを10基見込んでおります。うち5基分につきましては、県補助金の対象ですが、残りの5基につきましては県補助枠の基数を超えてしまったため、町単費での助成となります。なお、町長の提案理由にもありましたように、ご厚意により本事業の財源にと山本譲二さんの復興支援ディナーショーからの指定寄附がありましたので、活用をさせていただくものでございます。

次に、次ページ、4目・母子衛生費で、子ども医療費助成事業給付金200万円は、昨年12月より受給券による給付の範囲が中学3年生まで拡大したことによる増額分を補正するものでございます。

次に、5款・農林水産業費、1項・農業費、5目・農地費の時間外勤務手当で10万円は、新たに人・農地プランの作成にかかる業務に対応するものでございます。

次に、6款・商工費、1項・商工費、1目・商工総務費の時間外勤務手当15万円は、2月9日から11日に開催されました「SLおいでよ銚子号」及び2月末から3月の5週にわたって行われる「北総途中下車の旅」にかかる人件費の補正となっております。

同じく3目・観光費の観光連絡会サイクルツーリズム事業負担金34万円は、香取市や東庄町、銚子市においてサイクリングを活用して観光の振興を図る事業の負

担金となっております。

次の7款・土木費、2項・道路橋梁費、2目・道路橋梁維持費については町長の提案理由にもありましたように、国の緊急経済対策の補正予算による道路付属物等点検委託料50万円、法面・盛土等点検委託料100万円、町道舗装補修工事で1,000万円となっております。なお、本事業の財源としましては補助対象事業費の2分の1が国庫補助となっております。また、町道舗装補修工事については借入金が付加税措置される起債として町道整備事業債も財源といたします。

続いて、9款・教育費、2項・小学校費、2目・教育振興費の理科教育設備整備費250万円、及び次ページ、3項・中学校費、2目・教育振興費の理科教育設備整備費50万円は、先ほどと同じく国の緊急経済対策の補正予算にかかる事業でございます。小学校5校と中学校あわせて6校分の理科教材や実験器具の購入費で2分の1の国庫補助がございます。

次の4項1目・幼稚園費の教育施設維持補修工事費16万円は、橘幼稚園の壊れた遊具の撤去と腐食した遊具の補修費を計上しております。

歳出の最後、12款・諸支出金、基金費ですが、今年度にふるさと応援基金へご寄附をいただきました110万円を基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入について申し上げます。議案書の31ページをお願いいたします。

14款・国庫支出金、1項2目・民生費国庫負担金、1節・障害児者福祉費負担金で、障害児施設措置費国庫負担金90万9,000円は歳出で申し上げました民生費の自立支援給付費のうち、障害児給付分の国庫負担金で歳出額の2分の1が国庫補助となります。

次の2項2目・衛生費国庫補助金、3節・災害対策費補助金で、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金415万円は歳入の補正による財源振替で、歳出の4款・衛生費、2項・清掃費、1目・じん芥処理費の災害廃棄物処分委託料の財源といたします。

次の3目・土木費国庫補助金、1節・道路整備費補助金で町道整備交付金561万円は、土木費の歳出予算補正で計上しました道路関係の点検委託料と舗装補修工事にかかる交付金となります。

4目・教育費国庫補助金、1節・教育費補助金で理科教育設備整備費補助金150万円、こちらも教育費の歳出予算補正で計上しました小・中学校の理科教育設備

整備費の補助金となります。

次に、15款・県支出金、1項2目・民生費負担金、1節・障害児者福祉費県負担金の障害児施設措置費45万4,000円は、国庫負担金で説明いたしました自立支援給付費のうち障害児給付分の県負担金で、こちらの方は4分の1の補助となっております。

続いて、2項2目・民生費補助金、2節・障害児者福祉費補助金の障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金126万円ですが、こちらは2事業の財源となっております。民生費の自立支援給付費のうち、新体系定着支援事業に101万8,000円、及び障害者の情報支援基盤整備事業に24万2,000円となっております。情報支援基盤整備事業では、今回4款・衛生費の予防費で補正いたしました知能検査用具の購入と、9款・教育費の小学校費でも同様の用具を購入した財源の振替となっております。

同じく3目・衛生費補助金、4節・環境衛生費補助金で住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金35万円、住宅用太陽光発電設備設置に対する補助金で2万円掛ける3・5キロワット掛ける5基分となっております。

次に、17款・寄附金ですが、指定寄附としてふるさと応援基金の110万円、環境関係で100万円となっております。ふるさと応援基金では本年度は5名の方よりご寄附をいただきました。また先ほど紹介済みではありますが、環境関係では山本譲二さんの復興支援ディナーショーより100万円のご寄附をいただいております。

次に、18款・繰入金、1項・特別会計繰入金、3目・介護保険特別会計繰入金で26万9,000円は、介護保険特別会計における前年度精算に伴う一般会計への返還金となっております。

同じく2項・基金繰入金、4目・東日本大震災復興基金繰入金300万円は、平成24年6月議会におきまして議決をいただきました東庄町東日本大震災復興基金の積立金より震災復興事業の財源とするため、300万円を繰り入れて充当するものでございます。震災に伴っては2款・総務費、防災対策費の防災メール配信システム使用料13万2,000円、及び3款・民生費、災害救助費の東日本大震災の災害見舞金286万8,000円としております。

次のページに移りまして、21款・町債、土木債の町道整備事業債400万円を

すが、土木費の歳出補正予算のうち、町道舗装補修工事を対象事業とした起債となります。起債につきましては後年度の負担となるため、極力新規発行を控えている状況ではありますが、本起債は国の補正予算にかかるものであり、交付税措置の面でも有利なものがあるため借り入れを予定するものであります。

最後に、前のページに戻りますけれども、歳入が歳出に不足する202万円について、19款・繰越金の前年度繰越金で補正をするものでございます。

続いて、第2条の繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用することのできる経費を定めるものでございます。

27ページの第2表をお願いいたします。7款・土木費、2項・道路橋梁費で、道路付属物等点検50万円、法面・盛土等点検100万円、舗装補修工事1,000万円、道路改良工事2,360万7,000円、3件目までは今回補正で計上した国の補正予算による事業であります。4件目は用地購入の関係で次年度に繰り越すものであります。9款・教育費、2項・小学校費250万円と、3項・中学校費50万円の理科教育設備整備も国の補正予算による事業で繰り越しをするものでございます。

以上が繰越明許費の説明となります。

続きまして、28ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正でございますが、歳入で申し上げました町道整備事業にかかる起債を追加し、限度額を400万円とするものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

議案第11号、平成24年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、内容のご説明をさせていただきます。議案書の39ページをお願いいたします。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,424万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2

1億2,826万1,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によって説明をさせていただきますので、43ページをお願いいたします。

初めに歳出でございますが、9款1項1目の診療報酬支払準備基金積立金につきましては、当初予算におきまして7,000万1,000円を計上したところでございます。これは年度当初基金7,000万円を取り崩して保険税収入がある7月までの間運転資金として運用し、同額を年度末に再度積み立てすることを見込んだ予算でございます。

ところで、基金の増額積み立てはこれまでの課題でございましたが、平成23年度末の基金保有額は1億1,550万1,000円でございます。基金条例第2条による目標額は、当該年度及び直前2カ年度の保険給付費1年度当たり平均額の2カ月分としており、その金額は1億9,564万3,000円でございます。そこで、前年度繰越金より5,000万円とこれまでの基金積立金の利子分9,000円を合わせ、5,000万9,000円を増額積み立てするものでございます。

次に、11款1項3目・償還金でございますが、当初予算におきまして前年度と同額の600万円を見込み、計上いたしましたが、実績報告により平成23年度国庫負担金のうち、療養給付費等負担金が3,977万4,000円、特定健診等負担金につきましても国並びに県負担金においてそれぞれ19万9,000円の返還が生じたため、不足する3,423万3,000円を補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。前のページをお願いいたします。

8款1項1目・利子及び配当金につきましては、当初予算で1,000円を計上してございました。先ほどご説明申し上げましたが、基金の一部を定期に積みかえたことにより、利子の増加が見込まれ9,000円を増額補正するものでございます。なお、歳入が歳出に不足する額8,423万3,000円は、前年度繰越金をもって補正財源とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、議案第12号、平成24年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2

号)について、内容をご説明申し上げます。

歳出よりご説明を申し上げます。議案書の48ページをお開きいただきたいと思います。

1款・総務費の補正額17万9,000円の増額につきましては、介護保険認定用ソフトの改訂に伴いまして電算システムを改修する必要性が生じたため、この委託費用を増額するものでございます。

5款1項2目23節・償還金利子及び割引料の補正額80万5,000円の増額につきましては、地域包括支援センターが行った介護予防事業である地域支援事業について過年度分、平成23年度分の事業費が精算により確定をいたしました。負担割合に応じて国・県へ返還が生じたための増額でございます。

2項・繰出金の補正額26万9,000円の増額につきましても、過年度分の地域支援事業費の一般会計への返還分を増額するものでございます。

以上の結果、歳出補正額の合計は125万3,000円の増額、歳出合計10億7,223万2,000円となります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。47ページをお開きいただきたいと思います。

3款2項4目1節・介護保険事業費補助金6万8,000円については、当初予算で歳出の総務費、委託料に計上しておりましたパソコン保守委託料のうち、住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修費13万6,000円に対応するもので2分の1の補助金でございます。

8款・繰越金の補正額118万5,000円の増額につきましては、歳出になお不足する補正財源を前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は125万3,000円の増額、歳入合計10億7,223万2,000円となります。

以上で、平成24年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、議案第10号、平成24年度東庄町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成24年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成24年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

これで延会とします。

7日の会議は定刻に参集願います。

ご苦労さまでした。

(午後 3時18分 延会)